

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		
○京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農産課)	449	
○松くい虫防除事業の実施 (丹後広域振興局)	451	
○公共測量の終了 (用地課)	〃	
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃	
公 告		
○徴税吏員証票の無効 (税務課)	〃	
○特定非営利活動促進法に基づく設立認証の申請に係る関係書類の縦覧 (山城広域振興局)	452	
○私立学校の設置認可 (文教課)	〃	
○環境影響評価準備書に関する公聴会の開催 (環境管理課)	〃	
○一般競争入札の実施 (医療課)	453	
○土地改良事業の工事完了 (農村振興課)	456	
○肥料の登録 (食の安心・安全推進課)	〃	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、山城南土木事務所)	457	
府 議 会		
○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届	〃	
選挙管理委員会		
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃	
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃	
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃	
正 誤		
○平成27年 4月 1日付け京都府公報号外第11号中	458	

告 示

京都府告示第243号

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中

(2) 京の酒米グレードアップ事業 酒米振興プロジェクト（府、京都府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会京都府本部及び京都府酒造組合連合会等で構成する団体をいう。）が酒米の新品種及び新技術の普及拡大を行うのに要する経費	定額	—
---	----	---

を

京都府告示第244号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項に規定する命令の内容となる事項は、次のとおりである。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域及び期間

(1) 区域

京丹後市の区域（京丹後市網野町掛津、遊及び浜詰地区）

(2) 期間

平成27年 5月19日から平成27年 6月10日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤を散布すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、3に掲げる措置の完了後、速やかに別に定める申請書を京都府丹後広域振興局に提出すること。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に掲げる期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。



京都府告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測

量（平成26年京都府告示第621号）が平成27年 3月31日終了した旨測量計画機関の長である城陽市長から通知があった。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

測量の地域

城陽市全域



京都府告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成27年 4月28日から平成27年 5月12日まで縦覧に供する。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 175号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市字岩間小字塩津866の2から	前	最小 25.8 最大 32.7	18.0 m
	後	最小 25.8 最大 31.0	

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

次の徴税吏員証票は、紛失の日以降無効とする。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

証票の区分	証票番号	紛失年月日
府 税 検 税 証 票	第108号	平 27. 3. 31

府 税 検 税 証 票	第11044号	27. 3. 31
府 税 検 査 証 票	〃	〃
府税滞納者財産差押証票	〃	〃

名 称	位 置	設置者	課 程	学 科	定 員	開 校 年 月 日
京都つくば開成高等学校	京都市下京区西洞院通七条上る福本町406	学校法人つくば開成学園	通 信 制	普通科	人 平 600 27. 4. 1	



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人設立認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

- (1) 名称
特定非営利活動法人認知症排泄支援の会
- (2) 代表者の氏名
森田 昌
- (3) 主たる事務所の所在地
宇治市宇治池森45番地の2
- (4) 定款に記載された目的
この法人は認知症及び排泄障害を持つ当事者及びその家族、並びに排泄ケアを提供する専門家等に対して、認知症及び排泄障害の予防や治療及び適切な排泄ケアの推進に関する相談支援及び教育事業等を行い、もってよりよい高齢化社会作りに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年 4月13日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室及び京都府府民生活部府民力推進課

4 縦覧期間

平成27年 4月13日から平成27年 6月15日まで



学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、次のとおり高等学校の設置を平成27年 3月30日認可した。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二



京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第35条第1項において準用する条例第21条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の内容について環境の保全及び創造の見地から意見を有する者の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 公聴会の日時及び場所

日 時 平成27年 5月28日（木）午前10時から午後12時まで

場 所 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局宇治総合庁舎第3会議室

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 西日本旅客鉄道株式会社

代表者 代表取締役社長 真鍋精志

所在地 大阪市淀川区西中島5丁目4番20号 中央ビル4階

3 公述の申出の対象事業の名称、種類及び規模

名 称 奈良線第2期複線化事業

種 類 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業

規 模 複線化延長：14km

4 意見を聴こうとする事項

2に掲げる者が作成した準備書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

5 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者は、次により書面で公述申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府環境部環境管理課指導担当

(2) 提出期限

平成27年 5月18日（月）（午後5時までに必着すること。）

(3) 公述申出書に記載する言語

日本語によること。

(4) その他

公述申出書の提出があったときは、知事が公述人を選定し、その結果は、公聴会の開催の日の前日ま

でに公述申出人に通知することとする。

なお、公聴会の運営上、意見を述べる時間を定める場合は、その旨通知する。

6 傍聴に関する事項

公聴会の傍聴は、当日午前 9 時30分から会場にて先着順で受け付ける。

なお、会場の都合により、人数を制限することがある。

別記様式

公 述 申 出 書

平成27年 4月28日付け京都府公報第2672号に登載された奈良線第2期複線化事業に係る環境影響評価準備書に関する公聴会において意見を述べたいので、申し出ます。

平成 年 月 日

京都府知事 山 田 啓 二 様

公述申出人
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊤

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名)

準備書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見の要旨及びその理由
(別紙のとおり)

注1 「意見の要旨及びその理由」の作成に当たっては、意見の要旨及びその理由を区分して、800字以内の日本語で横書きにより記載してください。

2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができます。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

京都府立洛南病院清掃業務 一式

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成27年 7月 1日から平成30年 6月30日まで

(4) 履行場所

京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地

京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号 (0774) 32-5900

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

平成27年 5月11日(月)から平成27年 5月25日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付期間中の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に来院すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成27年 5月18日(月) 午前10時から

イ 場所

宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地

京都府立洛南病院本館 2 階会議室

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。

(1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(2) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年度の 4月 1日をいう。以下同じ。)において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

(3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 清掃業務について、次の実績を全て有すると認められる者以外の者

ア ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示(昭和53年京都府告示第129号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。

イ 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第

1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録をいう。)を有する者

ウ 病床数がおおむね200床以上の病院において、1の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、平成25年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者

エ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たしている者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

5 資格審査の項目

4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長(以下「院長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を添付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成27年5月18日(月)から平成27年5月25日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 府税、消費税又は地方消費税の納税証明

イ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し

ウ 4の(4)に該当しないことを証明する書類

エ 4の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書

オ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)

を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めていることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院清掃業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成28年3月31日までとする。

10 変更届

申請書を提出した者(8の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成27年 6月12日（金）午前10時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成27年 6月11日（木）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

- (2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

- (3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の108分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

16 その他

- (1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 平成28年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

- (1) Main content of contract:
Cleaning service for the Kyoto Prefectural Rakunan Hospital buildings
- (2) Contract period:
From 1 July, 2015 to 30 June, 2018
- (3) Period for submission of application documents for qualification confirmation:
From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except time slot from

noon to 1:00 p.m.) from Monday 11 May, 2015 (except Saturdays and Sundays) to Monday 25 May, 2015

- (4) The time, date and place for the opening of tender:
10:00 AM Friday, June 12 2015
Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan
- (5) Time-limit for tender by mail:
Thursday, June 11 2015
- (6) Contact point for the notice:
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011, Japan
TEL: (0774) 32-5900



土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨届出があった。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

土地改良事業の名称	地 区	工事完了年月日
京都市洛南土地改良区営土地改良事業	下 三 栖	平 27. 3. 11



肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住 所	
京都府第449号	混合有機質肥料	三和有機1号	窒素全量 3.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 3.0%	公定規格のとおり	有限会社三和鶏園	舞鶴市字長浜725	平 30. 4. 15



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 4月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 宇治市広野町尖山4の22、4の402、4の426、4の427、4の642、4の683
 （関連区域）
 宇治市広野町尖山4の641の一部、4の679の一部、4の680、4の682の一部、4の693の一部、4の724の一部、4の845、4の945の一部、宮谷122の14、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 京都市伏見区深草西浦町8丁目113 西陣ビル株式会社ワンド
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 木津川市大字木津小字東小林73の1の一部、73の2の一部、73の3、75の1から75の3までの一部、112の1の一部、116から117までの一部、小字赤ヶ平73の2の一部、市有地
 （関連区域）
 木津川市大字木津小字東小林73の2の一部、116から117までの一部、小字赤ヶ平72の一部、73の1の一部、73の2の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 枚方市中宮東之町17の20
 内藤 久子

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

平成27年 4月28日

京都府議会議長 多 賀 久 雄

会派の名称	異動年月日	異動事項	新	旧
自由民主党 京都府議会議員団	平 27. 4. 19	所属議員の数	27名	28名
民主党京都府議会議員団	〃	〃	11名	12名

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第44号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 4月28日

京都府選挙管理委員会

委員長 梅 原 勲

41,747人

京都府選挙管理委員会告示第45号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年 4月28日

京都府選挙管理委員会

委員長 梅 原 勲

360,918人

京都府選挙管理委員会告示第46号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の実選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 4月28日

京都府選挙管理委員会

委員長 梅 原 勲

北 区 30,450人
 上 京 区 21,164人
 左 京 区 41,892人

中 京 区	28,854人
東 山 区	10,627人
山 科 区	35,970人
下 京 区	21,558人
南 区	25,833人
右 京 区	52,904人
西 京 区	40,377人
伏 見 区	74,311人
福 知 山 市	21,572人
舞 鶴 市	23,204人
綾 部 市	9,756人
宇治市及び久世郡	55,399人
宮津市及び与謝郡	12,549人
亀 岡 市	24,629人
城 陽 市	21,630人
向 日 市	14,617人
長岡京市及び乙訓郡	25,746人
八 幡 市	19,816人
京田辺市及び綴喜郡	22,102人
京 丹 後 市	15,996人
南丹市及び船井郡	13,685人
木津川市及び相楽郡	31,148人

正 誤

平成27年 4 月 1 日付け京都府公報号外第11号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
2	右	下から18	第2項	第2号
3	右	上から3	染色・工芸課	染織・工芸課
		上から4	染色・工芸課	染織・工芸課